

高知県高等学校PTA連合会の保護者の皆さまへ

学生・子ども総合保険のご案内

《自転車プラン》

保険期間：①1年間補償プラン 平成26年5月1日午後4時～平成27年5月1日午後4時（1年間）
：②2年間補償プラン 平成26年5月1日午後4時～平成28年5月1日午後4時（2年間）
：③3年間補償プラン 平成26年5月1日午後4時～平成29年5月1日午後4時（3年間）

拝啓 保護者の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、交通事故による死傷者数の増加が大きな社会問題になっている昨今、自転車により通学されるお子さまをお持ちの保護者の皆さまにおかれましては、日頃からご心配絶えないことと存じます。

今般、このような不慮の事故に備え、少しでもお役に立てるよう「学生・子ども総合保険《自転車プラン》」をご案内申し上げます。

「学生・子ども総合保険《自転車プラン》」は、交通事故の深刻さに鑑み、特に危険度の高い自転車事故について補償させていただくものです。通学中はもちろんのこと、レジャー中などの日常生活における自転車搭乗中の事故が幅広く対象になります。

この機会にぜひご加入いただきますようお願い申し上げます。

高知県高等学校PTA連合会
会長 生永 慎一

特長

割引適用

団体割引10%

この契約は団体契約で10%の団体割引が適用されます。（被保険者数500名以上）
※保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に合った割引率で決定されますので、募集の結果2ページと異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
（被保険者数20名以上499名以下は団体割引5%、1000名以上2999名以下は団体割引15%です）



簡単

簡単な加入手続

「郵便振替型加入申込票」に記入頂き、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局にてお振込みいただくだけで、お申込は完了です。

自転車に特化した補償です

ケガに加え賠償責任も補償します

- 自転車事故にケガの補償を絞ったプランなので、補償範囲を限定しない保険に比べて保険料が割安となります。
- 日常生活における賠償責任も補償します。

お申込締切日は平成26年4月30日です。お申込方法等はP5をご確認ください。

〈取扱代理店〉

MS高知 株式会社

※(株)ほけんネット21は2014年2月3日付けMS高知(株)に社名変更いたしました
所在地 〓781-0241

高知県 高知市 横浜新町 5-2002

TEL 〓088-842-7475

FAX 〓088-837-2165

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社 高知支店高知支社

所在地 〓780-0053

高知県 高知市 駅前町 4-15

TEL 〓088-824-5795

FAX 〓088-871-1204

自転車プランは、こんなときにお役に立ちます。

自転車によるケガや、日常生活における賠償事故を補償する制度です。

ケガの補償



自転車で転んでのケガ



自転車との接触によるケガ



自転車に乗っている間のケガ

日常生活での賠償事故の補償



野球で近所のガラスを割った



自転車で通行人にケガをさせた

※ご家族も被保険者となります。
被保険者の範囲は8ページ「契約概要のご説明」の
「1. (1) 商品の仕組み」をご参照ください。

ご加入のプラン内容（保険金額と保険料）

- ① 1年間補償プラン（保険期間：平成26年5月1日午後4時から平成27年5月1日午後4時まで1年間）

セット名と保険金額			自転車プラン	
保険金の種類		保険金額	Aセット	Bセット
傷害保険金	死亡保険金	死亡・後遺障害 保険金額	590万円	150万円
	後遺障害保険金※1			
	入院保険金	入院保険金日額	8,000円	3,000円
	手術保険金※2			
	通院保険金	通院保険金日額	5,000円	2,000円
賠償責任保険金			1億円	1億円
保険料（一時払）			3,000円	1,600円

- ② 2年間補償プラン（保険期間：平成26年5月1日午後4時から平成28年5月1日午後4時まで2年間）

セット名と保険金額			自転車プラン	
保険金の種類		保険金額	Cセット	Dセット
傷害保険金	死亡保険金	死亡・後遺障害 保険金額	450万円	150万円
	後遺障害保険金※1			
	入院保険金	入院保険金日額	8,000円	3,000円
	手術保険金※2			
	通院保険金	通院保険金日額	5,000円	2,000円
賠償責任保険金			1億円	1億円
保険料（一時払）			5,000円	2,800円

- ③ 3年間補償プラン（保険期間：平成26年5月1日午後4時から平成29年5月1日午後4時まで3年間）

セット名と保険金額			自転車プラン	
保険金の種類		保険金額	Eセット	Fセット
傷害保険金	死亡保険金	死亡・後遺障害 保険金額	380万円	148万円
	後遺障害保険金※1			
	入院保険金	入院保険金日額	8,000円	3,000円
	手術保険金※2			
	通院保険金	通院保険金日額	5,000円	2,000円
賠償責任保険金			1億円	1億円
保険料（一時払）			7,000円	4,000円

●上記セットには自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされます。

●保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※1 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

※2 入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、5ページ<※印の用語のご説明>をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【欄外注】 自転車プランの傷害保険金は、保険期間中の次に掲げる事故によるケガ※が保険金お支払いの対象となります。

- ① 自転車※に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
傷害保険金（傷害条項）（●自転車搭乗中等のみ補償特約セット）	死亡保険金	○	○	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●自転車※を用いて競技等※をしている間のケガ （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	後遺障害保険金	○	○	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、各保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	○	○	〔入院保険金日額〕×〔入院※した日数〕をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 （注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	手術保険金	○	○	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合… 〔入院保険金日額〕×10 ② ①以外の手術の場合…〔入院保険金日額〕×5 （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

保険金の種類		補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		国内	国外			
傷害保険金	通院保険金	○	○	保険期間中の【欄外注】のいずれかに該当するケガ*のため、通院*された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします	保険期間中の【欄外注】のいずれかに該当するケガ*のため、通院*された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします	(前ページの傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」とおり。)
				次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物(*1)を壊したりしたこと。 ア. 住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託物(*3)の破損、紛失または盗取(*4)(住宅(*5)内保管中または一時的に住宅(*5)外で管理している間に限ります。) (*1) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (*2) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (*3) 「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、下記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*4) 上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物(*3)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (*5) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、次のとおりです。 ①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と世帯を同じくするまたは同居する親族*に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の②による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に生じた自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●自然消耗、性質による蒸れ・腐敗・さび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による補償対象受託物の損害 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雪(ひょう)による破損による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の破損による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●下記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

補償対象外となる主な「受託物」	
通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)*・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)*・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物	など

<※印の用語のご説明>五十音順

あ行：

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

か行：

- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器等をいいます。）をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等（バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー等）は含まれません。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
- （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。

さ行：

- 「自転車」とは、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療*に該当する診療行為（*2）
 - （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - （*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等*の固定具を装着した場合に限り、
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行：

- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。

な行：

- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

は行：

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といえます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

ご加入条件

- 申込入：お申込人となれる方は高知県高等学校PTA連合会加盟校に在籍する学生・生徒の保護者に限ります。
- 被保険者となれる方：高知県高等学校PTA連合会加盟校に在籍する学生・生徒（入学手続を終えた方を含みます。）です。

保険期間：①1年間補償プラン 平成26年5月1日午後4時～平成27年5月1日午後4時（1年間）
：②2年間補償プラン 平成26年5月1日午後4時～平成28年5月1日午後4時（2年間）
：③3年間補償プラン 平成26年5月1日午後4時～平成29年5月1日午後4時（3年間）

お申込締切日：平成26年4月30日（水）

（払込取扱票にてお振込みいただく日）

お申込み方法：添付の「学生・子ども総合保険 郵便振替型加入申込票」の下半分『払込取扱票』に上半分の書き方見本をご参照のうえご記入頂き、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局にて平成26年4月30日（水）までにお振込み下さい。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

お問い合わせは

〈取扱代理店〉	〈引受保険会社〉
MS高知 株式会社	三井住友海上火災保険株式会社 高知支店高知支社
所在地 : 〒781-0241 高知県 高知市 横浜新町 5-2002	所在地 : 〒780-0053 高知県 高知市 駅前町 4-15
TEL : 088-842-7475	TEL : 088-824-5795
FAX : 088-842-2165	FAX : 088-871-1204

▼ご注意事項（必ずお読みください）▼

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は高知県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約です。
- お申込人となれる方は高知県高等学校PTA連合会加盟校に在籍する学生・生徒の保護者に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、高知県高等学校PTA連合会加盟校に在籍する学生・生徒（入学手続を終えた方を含みます。）です。
- この保険の保険期間は①1年間補償プラン平成27年5月1日まで、②2年間補償プラン平成28年5月1日まで、③3年間補償プラン平成29年5月1日までとなります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
 - （1年間補償プランの場合）
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - （2年間・3年間補償プランの場合）
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。なお、破綻前の事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡（連絡先は10ページ参照）
保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
 - ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがありますので、ご了承ください。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の３親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいた日からその日を含めて３０日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

（※１）保険金請求に必要な書類は、「●保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（※２）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（※３）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の補償対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入内容確認事項

（ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

１． 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

２． 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

●加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませしたか？

●加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

※ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

ご加入の内容は、こども総合保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（学生・こども総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が自転車事故によりケガをされた場合および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満23才未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）に限りします。（*）
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程） ⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限りします。
の 被 保 険 者 の 範 囲	下記以外
	加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方（本人） ①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子（未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。）。なお、同居・別居の別および続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- （*） 1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2. 入学手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続きを完了した方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は3ページ～5ページのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

3ページ～5ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

3ページ～5ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

3ページ～5ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、平成26年5月1日を保険始期日とし、①1年間補償プラン：平成27年5月1日まで、②2年間補償プラン：平成28年5月1日まで、③3年間補償プラン：平成29年5月1日までです。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、2ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

5ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。10ページの「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは	
【取扱代理店】MS高知 株式会社 TEL 088-842-7475	
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	
「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料） 【受付時間】 平日 9:00~20:00 / 土日・祝日 9:00~17:00 （年末・年始は休業させていただきます。）	
万一、事故が起こった場合は	
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料）	

指定紛争解決機関	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 【料 金】（有 料） 【受付時間】 平日 9:15~17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ http://www.sonpo.or.jp/ ）	

注意喚起情報のご説明（学生・こども総合保険）	
●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。 ●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。 ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 ●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。	

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は高知県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です（告知事項の項目は加入申込票でご確認ください）。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

●他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

（2）その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票等の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。 また、ご加入後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。また、次に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

・学校の種類の変更

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

①この保険契約（*）の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい

変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■ 補償の重複

次表の補償などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえで、ご加入ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
学生・こども総合保険 賠償責任保険金	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、5ページ記載の方法により払込みください。5ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

3ページ～5ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、5ページ記載の方法により払込みください。5ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

(*) 傷害条項における被保険者をいいます。

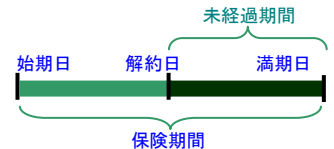
7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

6ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】MS高知 株式会社
TEL 088-842-7475

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）
【受付時間】 平日 9:00～20:00 / 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 【ナビダイヤル（有料）】

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・子ども総合保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。
*詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。
また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの詳細情報をご提供します。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）
全国の提携機関をご紹介します。（一部割引有）
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（ガン、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

＜専任の相談員がお応えします＞

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12 才以下）

妊娠から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: http://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/index.html

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。

- * 平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をいいます。
- * お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りします。
- * 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- * 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。